

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2023年11月14日

【発行者の名称】

株式会社ウィル・ドゥ
(WiLLDo Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 澤田 真一

【本店の所在の場所】

三重県伊勢市神社港 107 番地 21

【電話番号】

0596-31-0009

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 後藤 真菜美

【担当 J-Adviser の名称】

株式会社日本M&Aセンター

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 三宅 卓

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が 公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.nihon-ma.co.jp/ir/>

【電話番号】

03-5220-5454

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を 2023 年 12 月 19 日に TOKYO PRO Market へ上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第 3 項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ウィル・ドゥ

<https://www.willdo.co.jp/>

株式会社 東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第 20 期	第 21 期	第 22 期
決算年月		2021 年2月	2022 年2月	2023 年2月
売上高	(千円)	399,789	508,428	590,345
経常利益	(千円)	22,029	45,318	51,149
当期純利益	(千円)	16,589	32,252	33,466
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-
資本金	(千円)	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	(株)	200	200	200
純資産額	(千円)	92,948	125,200	158,667
総資産額	(千円)	328,465	368,220	351,409
1株当たり純資産額	(円)	464.74	626.00	793.34
1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)	(円)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	82.95	161.26	167.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	28.2	34.0	45.2
自己資本利益率	(%)	15.5	29.6	23.6
株価収益率	(倍)	-	-	-
配当性向	(%)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	87,704	41,563
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△29,419	△16,416
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	-	△21,695	△35,262
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	-	177,335	167,219
従業員数〔外、平均臨時雇用人員〕	(名)	24〔1〕	26〔1〕	28〔1〕

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日)等を第 22 期の期首から適用しており、第 21 期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
6. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第 20 期は、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を〔 〕外数で記載しております。
9. 株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 110 条第5項の規定に基づき、第 22 期の財務諸表について新月有限責任監査法人による監査を受けておりますが、第 20 期及び第 21 期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
10. 2023 年9月 15 日付で普通株式1株につき 1,000 株の株式分割を行っておりますが、第 20 期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

2【沿革】

当社は、情報処理システムの開発・導入・運用並びに保守の受託、コンピュータソフトの開発・販売及び保守といった事業を三重県で展開することで、IT 技術者が活躍する場を三重県において提供することを目的として設立されました。

当社の設立以降、現在に至るまでの沿革は、以下のとおりです。

年 月	沿 革
2001 年8月	三重県伊勢市に株式会社アイティ・エス(現株式会社ウィル・ドゥ)を設立
2002 年7月	商号を株式会社ウィル・ドゥに変更
2003 年 11 月	美容室向けソフト「Salons Solution」を販売開始
2006 年 10 月	「Salons Solution」をエステティックサロン事業者向けに株式会社船井総合研究所と共同開発し販売開始
2007 年7月	東京都千代田区に東京事務所を開設
2009 年7月	プライバシーマークを取得(登録番号 19000264)
2015 年2月	大阪市淀川区に大阪営業所を開設
2015 年 7 月	iPad アプリ「K.I.S.S.(現ペンギンカルテ)」を発売開始
2019 年4月	特定商取引法対応電子契約書サービス「けいやくん」販売開始
2020 年9月	「K.I.S.S.(現ペンギンカルテ)」を電子カルテサービスとしてリニューアル
2020 年 11 月	「けいやくん」が総務省後援 ASPIC IoT・AI・クラウドアワード 2020 で社会業界特化系 ASP・SaaS 部門ニュービジネスモデル賞を受賞
2021 年 7 月	「K.I.S.S.」を「ペンギンカルテ」に名称変更
2021 年 11 月	「Salons Solution」LINE 対応 Web 予約販売開始
2023 年 3 月	「Salons Solution」導入実績 5,000 店舗突破

3【事業の内容】

当社は、社名に“the strong WILL to DO”（成し遂げる強い意志）という意味を込め、エステティックサロン業界に特化したシステムプラットフォームを構築し、お客様とともに課題を一つ一つ乗り越える意思を持ち、より快適により効率的なシステム環境の提供を通じた事業展開を行っております。また、当社の提供するシステムプラットフォームの活用を通じて、特定商取引法の適用対象となるお客様の利便性だけでなく、コンプライアンスを遵守できることも目指してまいります。

なお、当社は、Salons Solution 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) サービスの特徴

当社の事業の特徴は、エステティックサロンを運営する事業者の課題に即したサービスを「Salons Solution」、「けいやくん」、「ペンギンカルテ」として、クラウドサービスの形で提供していることにあります。クラウドサービスとは、インターネットなどのコンピューターネットワークを経由してソフトウェアをサービスとして提供する形態のことで、SaaS(software as a Service)と呼ばれております。

①顧客管理システム「Salons Solution」

エステティックサロン事業者にとって、顧客の予約受付及び管理、適時適切な役務提供、レジ、売上高管理、顧客ニーズに沿ったマーケティングを行うことは、必須の対応事項になりますが、エステティックサロン事業を運営する経営者やそこに勤務するエステティシャンにとっては膨大で煩雑な業務が必要となります。こうした膨大かつ多岐にわたる業務を適切に対応するためには、これらの業務を統括的に管理するパッケージシステムが必要となります。

当社が提供する Salons Solution では、顧客の管理、予約の管理、レジ、売上の管理、役務の管理、在庫管理・棚卸、これらの集計・レポート作成が可能となり、運営事業者に求められる膨大で煩雑な業務に適切に対応することができます。

当社が提供するパッケージシステムの Web 予約機能においては、自社サイト、集客ポータルサイトであるホットペッパービューティー、本国において高い普及率とメッセージ開封率を誇る SNS である LINE と連携して利用することができるため、全ての予約を集約し、一元管理が可能です。エンドユーザーには LINE を通じての予約及び予約内容や契約内容確認がいつでもどこでも簡単にできる環境を提供することで予約機会の創出、透明性を持った役務管理の開示を身近な LINE 上で行うことで事業者とのより強固な関係創出に寄与しております。

また、予約から来店、契約、購入の実績が Salons Solution に蓄積されることで、運営事業者はより綿密な分析ができ事業者は適切なマーケティング活動が可能です。

②電子契約書作成管理サービス「けいやくん」

エステティックサロン事業者は、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室といった長期・継続的な役務の提供を行うサービスなどと同様、長期にわたる役務提供を行う事業を運営するため、エンドユーザーにとっては、結果的に高額の対価を約する取引となります。このため、こうしたサービスを提供する事業者は、特定商取引の規制の下、顧客との間で、個人情報や各種同意書の作成、複数パターンの見積作成、契約書面の締結、信販会社への申込等、複雑かつ複数の作業で契約書・同意書を作成することが求められています。当社では、こうした事業者とエンドユーザーとの間の関係を簡潔に進めていくために開発された、特定商取引法対応（継続的役務提供の契約書対応）が必要な事業者向けの電子契約書作成管理サービスを提供しております。

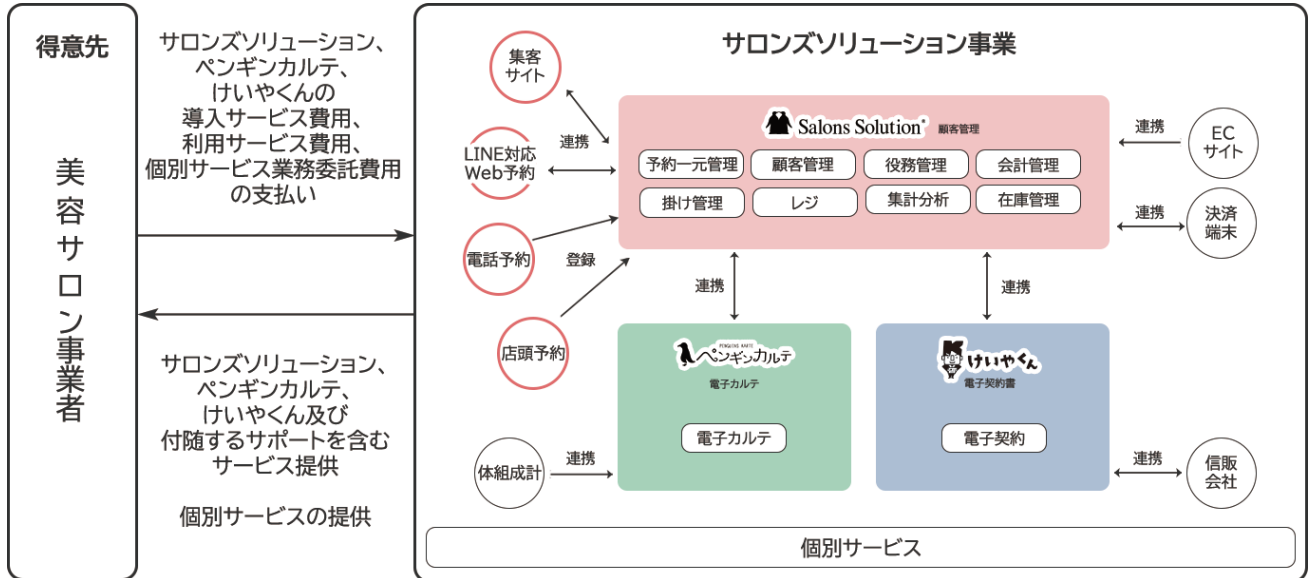
また、取引の際にエンドユーザーの多くが利用する信販サービスとの連携をすることによって、運営事業者の信販申込み手続きの確実性、簡略化をサポートしております。

③電子カルテサービス「ペンギンカルテ」

エステティックサロン事業者は、顧客の施術情報や接客情報であるカルテのデジタル化ができておらず、カルテの管理が煩雑になることにより、カルテの有効活用ができていない店舗が多くあります。そこで当社では電子カルテサービスである「ペンギンカルテ」を運営事業者に提供することで、従来の紙のカルテでは実現できなかった、管理業務の効率化、施術で獲得したカルテ情報の収集・分析による顧客との共有、目標管理の共有などを可能にし、顧客満足度の向上をサポートしております。

なお、それぞれのサービスについて顧客のニーズに合わせた個別のカスタマイズ（個別サービス）を行うことがあります。

【サービス全体図】



- (注) 1. 「Salons Solution」とは、顧客管理(CRM)、予約一元管理、売上管理・会計管理などが可能なクラウド型顧客管理ソフトによるサービスをいいます。
2. 「けいやくん」とは、特定商取引法対応の電子契約書作成管理サービスをいいます。
3. 「ペンギンカルテ」とは、サロンワークの効率化と情報資産活用を支援し、カウンセリングシート、シェーマ(図式、図解など)、写真など、サロンのカルテをペーパーレスにする電子カルテサービスをいいます。

上記のこれら3つのサービスは合わせて使うことでより利便性を発揮するため、セット利用の場合は「とくとくパック」というお得な料金形態で利用することができます。

【価格表】

		初期費用	月額
Salons Solution (注1、2)	基本ソフト(顧客管理・役務管理・POSレジ)	100,000 円	12,000 円
	在庫管理(OP)	-	3,000 円
	LINEを使ったWeb予約システム(OP)	50,000 円	8,000 円
	外部予約サイト連携(OP)	30,000 円	6,000 円
	サブスクメニューの管理	30,000 円	6,000 円
ペンギンカルテ(注1、2)		30,000 円	9,800 円
けいやくん(注1、2)		50,000 円	9,800 円
小 計		290,000 円	54,600 円
とくとくパックお値引き		▲140,000 円	▲24,800 円
合 計		150,000 円	29,800 円

(注) 1. 価格は全て1店舗当たりの税抜き価格です。

2. 基本ソフトに必要なオプション(OP)のみ追加していただくことが可能ですが、その場合、「とくとくパックお値引き」対象外です。

(2) ビジネスモデルについて

当社の主要サービス「Salons Solution」、「けいやくん」、「ペンギンカルテ」の収益構造は、顧客に対してクラウド上で提供するサービスの対価を、使用期間に応じて受領するサブスクリプション(月額課金)モデルとなっております。ソフトウェアのライセンス販売などによる切り売り型ではなく、継続したサービス提供を前提とした「利用サービス」であるため、利

用期間において顧客の満足度を高めることが契約の更新に繋がり、それによって長期利用の顧客が増え、継続的に収益が積み上がっていくストック型の構造にあります。

また、月額制クラウドサービスを顧客へ導入する際にはセットアップの支援やスムーズに利用開始するための研修を「導入サービス」として提供し、導入翌月に対価を受領しております。なお、顧客からの要望及び発注に応じてそれぞれのサービスに個別のカスタマイズを施すことがあります。こうした「個別サービス」は、案件ごとに見積り、発注、開発、納品を行い、対価を受領しております。

「導入サービス」、「利用サービス」の売上高は2023年2月期において、導入サービス売上高は38,999千円、利用サービス売上高は500,678千円となっております。そのほか、顧客のニーズに応じて開発を行う受託売上高は43,480千円、当社サービス導入時に顧客のニーズに応じて販売する周辺機器の売上高は7,188千円となっております。

当社における主な顧客の獲得経路は自社のマーケティング活動によるものです。加えて紹介パートナーからの顧客紹介も受けております。そのため、いずれの場合においても当社から顧客に対する直接販売方式となります。

当社は、サービスの継続利用が前提となるビジネスモデルであるため、顧客の満足度を高めるためのカスタマーサクセスを重視し、サポートサイトを通じた顧客に対する運用サポートはもちろん、コールセンターによる電話やチャットでの運用サポート、導入時のセットアップ支援、これまでに培ったノウハウを活用し顧客に寄り添った運用提案を行っております。

また、業界や顧客の抱える課題に対して、適時性を持ってキャッチアップし、迅速にサービスに落とし込む開発体制を構築しております。サービスの開発部門、販売サポート部門がシームレスかつ強固に連携し、顧客にとって当社サービスを利用するメリットを最大化し、継続的な利用促進、解約率の低下を図っております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2023年9月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29[1]	37.2	7.7	4,955

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均人員を[]外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 平均年間給与には、臨時雇用者の給与は含まれておりません。

4. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第22期事業年度(自2022年3月1日 至2023年2月28日)

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化や各種原材料価格・輸送費の高騰、円安等により、極めて厳しい状況となりました。美容業界においては、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されたことに伴い、緩やかな回復傾向が見られましたが、再びの感染拡大や経済の不安定さから依然として先行きが不透明な状況が続いております。

一方、企業や人々の生活のデジタル化、DXへの取り組みは引き続き推進され、当社が属するSaaS(注)業界への期待、重要性はますます高まっており、業界のデジタル化が加速いたしました。

当社は美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくくん」を提供しております。

「Salons Solution」においては顧客の予約管理に欠かせないタブレットからも利用できる予約表の利便性が大幅に向上することに寄与する機能改善、エンドユーザーが利用するネット予約の機能追加、機能改善を多数リリースいたしました。電子カルテサービス「ペンギンカルテ」はサロン業務の大幅時短に寄与する体組成計との連携機能をリリースいたしました。電子契約書サービス「けいやくくん」においては特定商取引法の改正内容に沿ったアップデートを実施いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は590,345千円(前年同期比16.1%増)、営業利益は48,615千円(同10.7%減)、経常利益は51,149千円(同12.9%増)、当期純利益は33,466千円(同3.8%増)となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

また、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前事業年度との比較・分析を行っております。

(注)インターネットを経由してユーザーが利用できるソフトウェアの開発、提供を行う事業

(2)キャッシュ・フローの状況

第22期事業年度(自2022年3月1日 至2023年2月28日)

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は167,219千円(前期末比10,115千円減)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は41,563千円となりました。これは主に税引前当期純利益49,821千円及び減価償却費12,272千円、棚卸資産の減少額5,573千円の資金の増加要因に対し、法人税等の支払額22,619千円の資金の減少要因によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は16,416千円となりました。これは主に定期預金の預入による支出12,000千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は35,262千円となりました。これは主に社債の償還による支出10,000千円及び長期借入金の返済による支出20,500千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産、仕入れ実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。
また、仕入実績につきましては、金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。
なお、当社は Salons Solution 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
Salons Solution 事業	590,345	116.1
合 計	590,345	116.1

(注)当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

中長期的な会社の経営戦略の実現を果たすため、当社は下記の課題に取り組んでまいります。

(1) サービス機能の拡充

当社が競合優位性を確保しながら継続的に成長するためには、顧客満足度の向上に加えて、サービスの提供する価値を高め、継続的に解約率を低く抑えていくことが重要であると認識しております。当社サービスの利便性を高めるためには、データを活用した新たな提供サービスの開発・展開を推進し、「Salons Solution」の価値向上に努めるとともに、サブスクリプションモデルによる収益基盤の強化を図ってまいります。

(2) システムの安定稼働と強化、情報管理体制の強化

当社は、インターネット技術を活用して事業を運営していることから、事業運営上、システムの安定稼働が極めて重要であると認識しております。このため、当社は顧客の増加、取扱データ容量の拡大に応じたサーバーの増強を含め、システムの安定化のため継続的にシステム強化に取り組んでまいります。

また当社は、多くの個人情報に接することが多いため、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。「プライバシーマーク」認証(登録番号 19000264(08))の維持管理を通じて、社内規程の厳格な運用、定期的かつ継続的な社内研修の実施、セキュリティシステムの整備等を行うことにより、社内管理体制の整備を図ってまいります。

(3) 組織体制の強化

当社は、顧客基盤の拡大、サービスの利便性向上及び新規サービスの開発等により継続的に成長していくため、多岐にわたるバックグラウンドを有する優秀な人材を採用し、組織体制の強化を整備していくことが重要であると考えております。当社の理念に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくためには、積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が働きやすい環境の整備に努めてまいります。

(4) 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、事業規模に応じた業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題です。従来より当社は社外取締役の選任、内部監査の強化などを通じて、コンプライアンス強化に努めておりますが、今後も内部統制の実効性を高め、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで行われる必要があると考えております。

なお、本文中の将来に関する事項は、本発行情報公表日現在において当社が判断したものであり、当社株式投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 市場環境に関するリスク

①インターネット市場、技術革新について

当社のサービスは、インターネットの活用を前提としていることから、ブロードバンド環境の普及によりインターネット利用環境が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。また、インターネットを利用するサービスは、技術革新や顧客ニーズの変化のスピードが非常に早く、インターネット関連事業の運営者はその変化に柔軟に対応する必要があります。今後もモバイルとPCの両面でより安価に快適にインターネットを利用できる環境が整い、情報通信や商業利用を含むインターネット関連市場は拡大するものと見込んでおりますが、仮に新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改訂を含む通信事業者の動向、顧客ニーズの変化など、予期せぬ要因によりインターネット関連市場の発展が阻害されたり、市場環境が変化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②エステティックサロンサービス市場について

当社は、主にSalons Solution事業領域に対し業種特化型のSaaSを提供することを主な事業としております。当領域においては、ネット予約市場の拡大もあり、今後も市場の成長が見込まれますが、何かしらの理由により、市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小する等した場合や、市場動向に当社が対応できない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③特定商取引に関する法律等の動向について

当社顧客(エステ、理美容業、クリニック等)のサービスを利用する顧客(消費者)に関わる法的規制として消費者保護に関して定めた「特定商取引に関する法律」があり、また一般消費者を対象とした「消費者契約法」の適用の他、有料会員の募集及び広告の取扱いに際して「不当景品類及び不当表示防止法」の適用を受けており、これらの規制に対応した適正なサービスを提供しております。

今後、顧客が営む事業を規制対象とする新たな法令等による規制や既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社が直接法的規制対象とならなくても、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業の内容に関するリスク

①競合について

当社のサービスは、特定商取引(特にエステ業界)に特化したシステムプラットフォーム(クラウドサービス)を提供しております。部分的には当社と類似したシステムを提供している企業も存在しておりますが、エステ業界における当社の信用力、知名度は高いと認識しております。今後はエステ業界以外で特定商取引法が適用対象となる業界また類似業務への展開を図る予定です。

しかしながら、当社のおかれている業界への参入障壁はなく、当社主力製品(Salons Solution、けいやくん、ペンギンカルテ)と類似の製品を提供する強力な競合企業が現れた場合やエステ業界以外への展開が予定通りに進まなかった場合は、当社の事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②特定サービスへの依存について

当社は、IT技術者を集め、ネットワーク設計・構築・運用・サポートを行う会社ですが、これまでエステ業界に特化した顧客管理システムの効率化・改革のために経営資源を集中してまいりました。なかでもエステサロン向けに研究・開発した主力三製品である「Salons Solution」「けいやくん」「ペンギンカルテ」の導入企業を増やすこと(エステ業界におけるVertical Growth展開)、及びエステ業界以外の類似業界への展開を図る(Horizontal Growth展開)ことにより収益力の強化を目指しております。しかしながら、事業環境の変化により、これらの市場の成長が停滞し、あるいは市場が縮小するような場合は、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③システムトラブルについて

当社のサービスは、インターネットを介して提供されております。安定的なサービスの運営を行うために、サーバー設備の増強、セキュリティの強化、システム管理体制の構築等により、システム障害に対する万全の備えをしております。

しかしながら、大規模なプログラミング不良や自然災害、事故、不正アクセス、その他何かしらの要因によりシステム障害やネットワークの切断等予測不能なトラブルが発生した場合には、社会的信用失墜、顧客に生じた損害を賠償することによる損失等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的リスク

①知的財産権について

当社は、運営するサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、当社の管理部及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払いやこれらに伴うサービス内容の変更の必要等が発生する可能性があります。また、当社が保有する権利の権利化ができない場合もあります。こうした場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②訴訟等について

当社は、これまでに訴訟を提起されている事実はありません。また、当社では、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築・運営することにより、法令違反等の発生リスクの低減に努めております。しかしながら、将来何らかの事由の発生により、訴訟などによる請求を受ける可能性を完全に回避することは困難であり、このような事態が生じた場合、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4)組織体制に関するリスク

①人材の確保と育成

当社の成長を支える最大の資産は人材であり、優秀な人材の確保、育成及び定着は今後の業容拡大のための重要課題であります。採用活動の充実、将来を担う優秀な人材の育成、人材間のコミュニケーションの充実を図ることで定着率の向上を図っております。しかしながら、計画どおり必要な人材を採用できなかった場合、また採用し育成した人材が当社事業に寄与しなかった場合、あるいは育成した人材が社外流出した場合、当社の業績と財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②小規模組織であること

当社の組織体制は、本発行者情報提出日現在、役員員数合計で 36 名（うち取締役6名、監査役 1 名、執行役員2名）という小規模な組織であり、内部管理体制や業務執行体制も組織規模に応じたものとなっております。当社は、今後の業務拡大に伴い、しかるべき人材の採用、業務の平準化や権限委譲などの内部管理体制や業務執行体制の充実を図っていく方針ですが、これらの施策に対し十分な対応ができなかった場合は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③情報管理体制について

当社の事業は、コンピュータシステム、クラウドサービスや通信ネットワークに依存しております。そのため、システム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、システムの稼働状況の監視、システムの二重化、バックアップ、各種セキュリティ対策等により未然防止策を実施しております。また、当社は、主にエステ業界のサロンへクラウドサービスを提供することを通じ、同サロンの顧客の多くの個人情報を取り扱っているため、「個人情報の保護に関する法律」が定める個人情報取扱事業者としての義務を課されております。

このため、当社では、個人情報の外部漏洩の防止はもちろん、不適切な利用、改ざん等の防止のため、個人情報の管理を事業運営上重要事項と捉え、当該リスクの対策として、2009 年7月に取得した「プライバシーマーク」認証（登録番号 19000264(08)）の維持管理を通じて、重要情報にアクセスできる社員を限定すると共に、全従業員を対象として社内教育を徹底する等個人情報の保護に積極的に取り組むとともに、更新審査等を通じて個人情報を保護する体制の維持に努めております。

しかしながら、このような対応にもかかわらず、大規模なシステム障害の発生（地震や台風など自然災害に起因する場合も含みます。）、サイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等により、コンピュータシステムの停止、個人情報などの重要データの流出・破壊・改ざん等が生じた場合には、サイバーリスク保険により当社の損失は一部カバーされるものの、当社における信用低下や当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5)その他

①自然災害、事故及び感染症等

当社では、平時でもテレワークを推進することで事業継続が可能な体制整備を進めておりますが、当社の事業拠点が、地震、津波、台風等の自然災害や火災等の事故、国際紛争、テロ等により被害を被った場合、当社の事業活動に支障が生じ、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感性症及びその他の新たな感染拡大に伴い事業遂行が困難となる場合、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②配当政策について

当社は、本発行者情報提出日現在において、設立以来配当を実施しておりません。その理由は、収益向上による内部留保の充実及び財政基盤の強化を図っているためであります。

一方、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来的には、業績及び財政状態並びにキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しながら、株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点では、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

(6) 担当 J-Adviser との契約の解除に関するリスクについて

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。

当社は、本書公表日現在において、株式会社日本M&Aセンターとの間で、担当 J-Adviser 契約(以下、「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、本書公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、株式会社日本M&Aセンター(以下、「乙」という。)は J-Adviser 契約(以下、「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

甲が次のいずれかに該当する場合には、乙は本契約を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態にある場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態を解消できなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続、更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」(以下、「私的整理に関するガイドライン」という。)に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態を解消することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態を解消できなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドラインに基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号ただし書に規定する1年以内に債務超過の状態を解消するための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主

総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b)甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a)TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日
 - (a)TOKYO PRO Market の上場株券等
 - (b)特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、

かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社では、Salons Solution 事業において、美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくん」の製品力強化を目的に機能開発を進めております。

研究開発の内容としては、エステティックサロン業界以外に特商法の適用を受ける事業者に向けた対応技術の開発、5000 件規模以上の利用顧客に対する安定的なサービス提供に向けたシステム構成の見直し等を行っております。

上記の結果、当事業年度における当社が支出した研究開発費の総額は 22,845 千円であり、主に Salons Solution 事業において発生したものであります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

(1)重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

この財務諸表において採用している重要な会計方針は、「第 6【経理の状況】【財務諸表等】(1)【財務諸表】【注記事項】(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

(2)財政状態の分析

第 22 期事業年度(自 2022 年3月1日 至 2023 年2月 28 日)

当事業年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

総資産は 351,409 千円(前期末比 16,811 千円減)となりました。流動資産につきましては、265,199 千円(同 1,103 千円減)となりました。これは主に、前払費用の減少 3,695 千円によるものです。固定資産につきましては、86,209 千円(同 15,707 千円減)となりました。これは主に、リース資産の減少 19,646 千円及び保険積立金の増加 5,248 千円等によるものです。

(負債の部)

総負債は 192,742 千円(同 50,277 千円減)となりました。流動負債につきましては、182,742 千円(同 14,222 千円増)となりました。これは主に、1 年内返済予定の長期借入金の増加 34,000 千円及びリース債務の減少 18,695 千円等によるものです。固定負債につきましては、10,000 千円(前期末比 64,500 千円減)となりました。これは主に、長期借入金の減少 54,500 千円等によるものです。

(純資産の部)

純資産につきましては 158,667 千円(同 33,466 千円増)となりました。これは、利益剰余金の増加 33,466 千円によるものです。

なお、当社は、サブスクリプションモデルの安定的な利益の積み上げを実現していることや、保有固定資産が少額であり、重大な評価損の発生リスクが小さいこと等から、財務基盤が健全であると考えております。

また、現時点において、新型コロナウイルス感染症による財務上の大きな影響はないと考えておりますが、依然として感染拡大の収束が見通せない状況であります。当社においても、エステティックサロン事業者の企業活動が停滞した場合、当社の財務状態に影響を及ぼす可能性があり、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うエステティックサロンを運営する店舗への影響は、当社のリスク管理施策により抑制できるものではありませんが、経営指標のモニタリングなど情報収集を徹底し、可能な限り抑制に取り組んでいきたいと考えております。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

当社の資本の財源及び資金の流動性につきましては、「第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 運転資本

上場予定日(2023年12月19日)から12か月間の当社の運転資本は、現状の自己資金及び金融機関からの借入による資金調達が可能であることから十分であると判断しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資の総額は、2,539 千円であり、主な内容は 社屋土地建物準備金 1,970 千円及び PC 機器 569 千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除去、売却等がありません。

また、当社は Salons Solution 事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

(2023 年9月 30 日現在)

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
本社	Salons Solution 事業	事務所	133,076	72,228	借入及び自 己資金	2023 年2月	2024 年1月

(注) 完成後の増加能力については合理的な算出が困難であるため記載を省略しております。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2023年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2023年11月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	800,000	600,000	200	200,000	非上場	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	800,000	600,000	200	200,000	—	—

(注)1. 2023年9月15日開催の臨時株主総会決議により、同日付で普通株式1株を1,000株に分割しております。これにより、発行済株式総数は199,800株増加し、200,000株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は799,200株増加し、800,000株となっております。

2. 2023年9月15日付で定款変更を行い、100株を1単元とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2001年8月13日	200	200	10,000	10,000	-	-
2023年9月15日	199,800	200,000	-	10,000	-	-

(注)1. 2001年8月13日付で株式会社アイティ・エス(現株式会社ウィル・ドゥ)を資本金10,000千円により設立する。

2. 2023年9月15日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割しております。

(6)【所有者別状況】

2023年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	2	—	—	7	9	—
所有株式数(単元)	—	—	—	710	—	—	1,290	2,000	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	35.5	—	—	64.5	100	—

(7)【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】第3【株主の状況】」に記載のとおりです。

(8)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2023年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 200,000	2,000	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	200,000	—	—
総株主の議決権	—	2,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

(10)【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、本発行者情報提出日現在において、設立以来配当を実施しておりません。その理由は、収益向上による内部留保の充実及び財政基盤の強化を図っているためであります。

一方、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、将来的には、業績及び財政状態並びにキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案しながら、株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点では、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

4【株価の推移】

当社株式は、非上場でありますので、該当事項はありません。

5【役員 の 状 況】

男性5名、女性2名(役員のうち女性の比率 28.6%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	澤田 真一	1967年 7月27日	1991年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 1995年3月 株式会社システムズアーク入社 1997年4月 伊勢志摩観光小売組合入社 1998年10月 株式会社アイティエス・サワダ代表取締役就任 2000年1月 株式会社メディアジオジャパン代表取締役就任 2001年8月 当社設立、代表取締役社就任(現任) 2018年3月 株式会社ライトハウス監査役就任	(注3)	(注5)	89,000
取締役	副社長	浅井 啓行	1967年 2月12日	1989年4月 日本電通建設株式会社入社 1992年5月 自営業開業(小売業) 2001年8月 当社設立、取締役就任 2022年5月 取締役副社長就任(現任)	(注3)	(注5)	36,000
取締役	技術部長	三宅 雄也	1982年 11月4日	2004年6月 当社入社 2020年1月 執行役員就任 2021年9月 取締役技術部長就任(現任)	(注3)	(注5)	-
取締役	管理部長	後藤 真菜美	1982年 12月20日	2005年2月 株式会社サイバード入社 2007年11月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2016年4月 当社入社 2021年9月 取締役就任 2022年1月 取締役管理部長就任(現任)	(注3)	(注5)	-
取締役	財務・ 経理担当	島田 貴代	1968年 7月23日	1987年4月 株式会社三水入社 1990年7月 株式会社エーベックスインターナショナル入社 2001年8月 当社入社 2005年5月 取締役就任(現任)	(注3)	(注5)	3,000
取締役	—	巽 益章	1962年 10月20日	1986年4月 株式会社グラフィティ21入社 1995年6月 ジャパンマーケットセンター株式会社入社 1997年6月 株式会社TOMOE入社 1998年12月 株式会社ティーアンドカンパニー設立、代表取締役就任 2000年12月 株式会社ライトハウス設立、代表取締役就任 2007年10月 ライツキャピタル株式会社設立、代表取締役就任(現任) 2017年4月 First Touch 株式会社代表取締役就任(現任) 2020年12月 株式会社ライトハウス代表取締役辞任、同取締役会長 2021年9月 当社取締役就任 2022年3月 株式会社ライトハウス取締役辞任、同会長(現任) 2023年3月 ツールーバグループホールディングス株式会社取締役就任(現任)	(注3)	(注5)	2,000

監査役	-	西岡 卓志	1949年 10月22 日	1972年4月	株式会社三菱銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行	(注4)	(注5)	-
				1991年4月	小郡商事株式会社(現株式会社ファーストリテイリング)入社			
				1998年10月	福永社会保険労務士事務所入社			
				2002年2月	株式会社フェイス入社			
				2006年5月	日本商業開発株式会社(現地主株式会社)入社			
				2007年6月	同社取締役就任			
				2007年7月	同社取締役総務・人事本部長就任			
				2017年1月	同社常務取締役総務・人事本部長就任			
				2018年6月	同社常務取締役退任			
				2018年10月	株式会社ライトハウス入社管理部(現任)			
2021年9月	当社監査役就任(現任)							
計								130,000

(注)1. 取締役 巽益章は、社外取締役であります。

2. 監査役 西岡卓志は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2023年7月開催の臨時株主総会の時から2025年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、2023年7月開催の臨時株主総会の時から2027年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 2023年2月期における役員報酬の総額は、187,895千円を支給しております。

6. 代表取締役社長澤田真一の保有株式には、澤田真一氏が100%出資する資産管理会社合同会社ドゥーイングが保有する当社株式69,000株を含んだ実質的所有株数を記載しております。

7. 取締役巽益章の保有株式は、巽益章氏が100%出資する資産管理会社ライツキャピタル株式会社が保有する当社株式2,000株である実質的所有株数を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

私たちの会社「WILL Do」の意味は「成し遂げる意志」です。社員全員が何に対しても前向きで、諦めず、常に成長し続ける意志を持っております。この思いを大切に全国でご利用いただいているサービスを作っております。

当社は、企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針と考えております。これらを実現するためには、下部組織へ権限委譲を進めていくことにより、組織運営を明確化する組織体制作りと、経営の効率性を一層向上させることにより、企業としての社会的責任を果たしたいと考えております。

私たちは、この使命を果たすために、株主をはじめとしたステークホルダーの皆様と良好な関係を築き、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。

②会社の機関の内容およびコーポレート・ガバナンス体制について

当社は、会社法にもとづく機関として株主総会、取締役会及び監査役を設置しており、取締役及び監査役は株主総会にて選任されております。取締役によって構成された取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行を自ら決定し、監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保するのに有効であると判断しております。なお、定款において取締役の員数は10名以内、監査役の員数は3名以内とし、取締役の任期は就任後2年、監査役の任期は4年であります。

1) 取締役会

当社は取締役会設置会社であります。代表取締役社長が招集し、毎月1回開催、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役6名で構成され、付議事項(取締役会規程で規定)の審議及び経営に関する重要事項の報告がなされ、監査役も毎回出席しております。監査役は、取締役会出席を通じて取締役の業務の執行状況を監視しており、必要に応じ適宜意見を述べております。

2) 監査役

当社は、監査役設置会社であります。監査役監査規程に基づき、監査役の監査方針を定めております。監査役は、監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会や経営会議などの社内の重要な会議に出席するほか、取締役の職務執行を監視・監督しております。また内部監査部と緊密な連携を保ち、定期的な情報・意見交換を行い、効果的かつ効率的な監査の実施に努めております。

3) 内部監査

当社の内部監査は、社長から任命された内部監査人が行っております。内部監査規程に基づき、内部監査計画を作成し、各部門の業務活動が社内規程やコンプライアンスに則り適正かつ効率的に行われているか、顕在化しているリスクに適切に対応しているか、隠れたリスクがないか等の観点から監査を行っております。監査の結果は社長に直接報告されると同時に被監査部門に通知され、後日改善状況の確認を行っております。

4) 会計監査

当社は、新月有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお2023年2月期において監査を執行した公認会計士は佐野明彦氏、高橋正哉氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

5) 経営会議

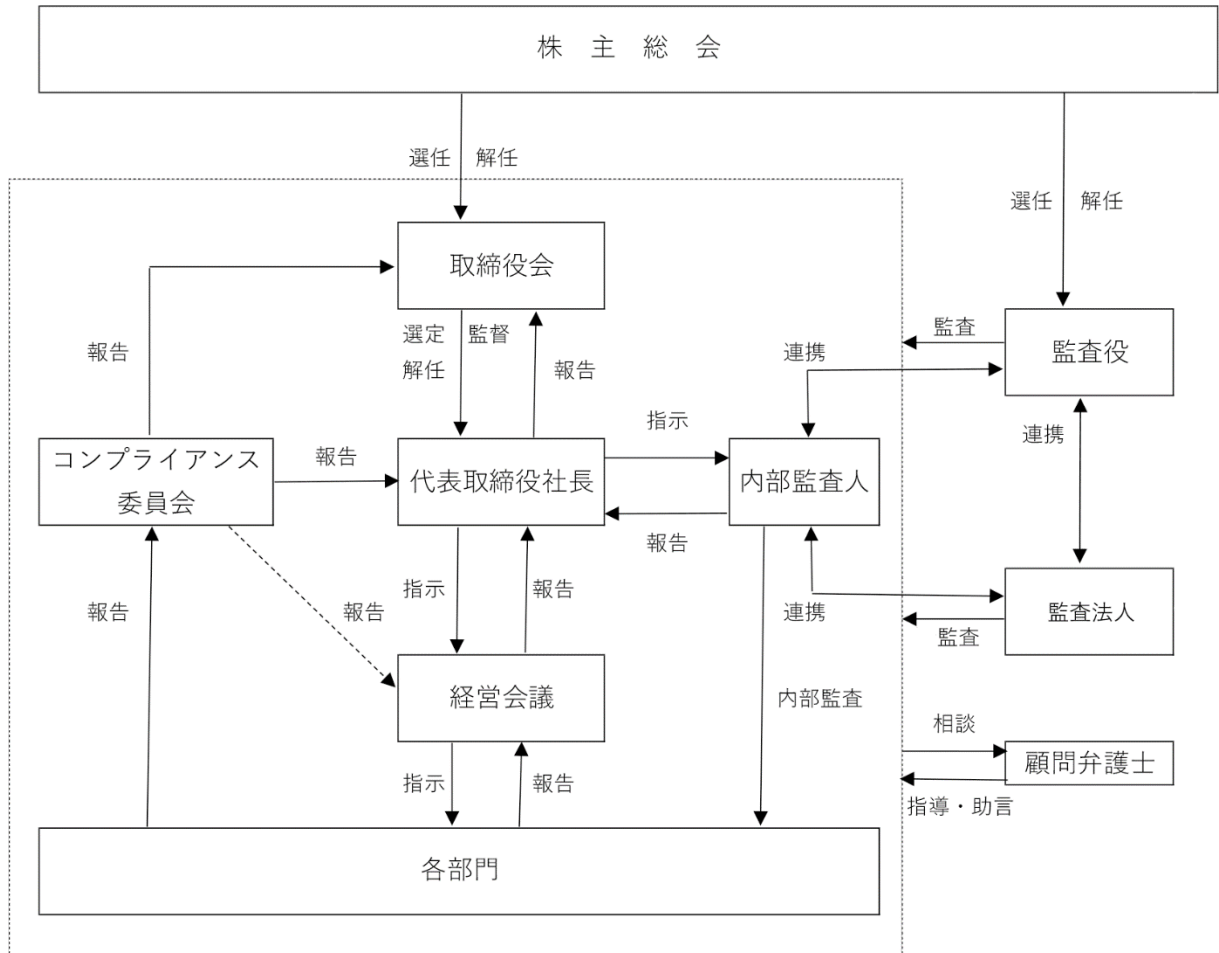
経営会議は、社長が議長を務め、取締役全員、執行役員全員で構成され、監査役もオブザーバーとして出席しております。経営会議は月1回開催され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の効率化を図っております。

6) コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス委員会を設置し、企業のリスクマネジメントの根幹であるコンプライアンス管理体制を整備し、法令

遵守のみならず、社内規程、社会のルール・慣習などを含めた「決められたこと」を遵守することでリスクの軽減・予防に努めております。同委員会は、取締役及び執行役員全員で構成され、社長が委員長として、監査役はオブザーバーとして参加します。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令による内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しております。

現状、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等の規定に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④社外取締役および社外監査役との関係について

当社は社外取締役を1名選任しております。社外取締役の選任にあたっては、当社の中長期的な企業価値の向上に資する経営判断に助言を行っていただく資質が必要とされます。そのため、当社の属する業界や当社の事業に関しての知見を有しているなどの要素を考慮して選定を行いました。

また、社外監査役が1名選任されており、外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制を構築しております。なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、当社との関係等を考慮したうえで、選任を行っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、想定される事業上のリスクを最小限に留めるべく、社内規程及び各種マニュアル等に沿って業務を遂行することにより、社内におけるチェック・牽制機能を働かせております。当社は、企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の専門家からアドバイスを受け、法的リスクの回避・軽減に努めております。

⑥役員報酬の内容

2023年2月期における取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	182,655	182,655	—	—	5
社外役員(監査役を含む)	5,240	5,240	—	—	3

(注)上記の表には、2023年2月28日付で退任した社外役員1名を含んでおります。

⑦支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款に定めております。

⑨取締役の選任決議要件

取締役の選任決議に関しては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第 309 条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己株式の取得

当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己株式を取得することを目的とするものであります。

⑫取締役及び監査役の責任免除

当社では、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第 426 条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)及び監査役(監査役であったものを含む。)の同法第 423 条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除できる旨を定款に定めております。

⑬社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第 423 条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件について該当する場合には、賠償責任を法令で定める最低責任限度に限定する契約を定めることができる旨定款に定めております。

⑭中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2)【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,800	—

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当社の当事業年度(2022年3月1日から2023年2月28日まで)の財務諸表について、新月有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

① 貸借対照表

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	206,937	208,822
売掛金	8,037	12,165
商品	648	502
仕掛品	5,754	327
前払費用	22,610	18,915
未収入金	22,204	24,411
その他	111	55
流動資産合計	266,303	265,199
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,050	1,050
減価償却累計額	△890	△930
建物(純額)	159	119
車両運搬具	8,237	-
減価償却累計額	△8,237	-
車両運搬具(純額)	0	-
工具、器具及び備品	460	1,030
減価償却累計額	△460	△668
工具、器具及び備品(純額)	0	361
リース資産	27,788	-
減価償却累計額	△8,141	-
リース資産(純額)	19,646	-
建設仮勘定	-	1,970
有形固定資産合計	19,806	2,451
無形固定資産		
ソフトウェア	19,505	15,341
ソフトウェア仮勘定	-	787
無形固定資産合計	19,505	16,128
投資その他の資産		
繰延税金資産	4,225	4,720
敷金及び保証金	1,562	841
保険積立金	56,818	62,067
投資その他の資産合計	62,605	67,629
固定資産合計	101,917	86,209

資產合計

368,220

351,409

(単位:千円)

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,575	1,800
1年内償還予定の社債	10,000	10,000
1年内返済予定の長期借入金	6,000	40,000
リース債務	18,695	-
未払金	21,125	25,942
未払費用	834	707
未払法人税等	14,123	8,355
未払消費税等	14,577	16,918
契約負債	70,220	67,134
預り金	5,806	7,164
賞与引当金	5,561	4,719
流動負債合計	168,519	182,742
固定負債		
社債	20,000	10,000
長期借入金	54,500	-
固定負債合計	74,500	10,000
負債合計	243,019	192,742
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	115,200	148,667
利益剰余金合計	115,200	148,667
株主資本合計	125,200	158,667
純資産合計	125,200	158,667
負債純資産合計	368,220	351,409

② 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28 日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28 日)
売上高	508,428	※1 590,345
売上原価	97,830	84,666
売上総利益	410,598	505,679
販売費及び一般管理費	※2,※3 356,153	※2,※3 457,064
営業利益	54,444	48,615
営業外収益		
受取利息	54	2
保険解約返戻金	-	12,570
その他	736	683
営業外収益合計	791	13,256
営業外費用		
支払利息	118	75
社債利息	157	115
保険解約損	-	6,055
匿名組合投資損失	9,640	4,447
雑損失	-	28
営業外費用合計	9,916	10,721
経常利益	45,318	51,149
特別利益		
固定資産売却益	-	※4 500
特別利益合計	-	500
特別損失		
リース解約損	-	1,828
特別損失合計	-	1,828
税引前当期純利益	45,318	49,821
法人税、住民税及び事業税	16,992	16,851
法人税等調整額	△3,926	△495
法人税等合計	13,066	16,355
当期純利益	32,252	33,466

売上原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)		当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		85,930	76.5%	68,350	67.7%
II 経費	※1	26,350	23.5%	32,607	32.3%
当期総製造費用		112,281	100.0%	100,957	100.0%
期首仕掛品棚卸高		912		5,754	
合計		113,193		106,712	
期末仕掛品棚卸高		5,754		327	
他勘定振替高	※2	17,247		26,399	
当期製品製造原価		90,191		79,985	
期首商品棚卸高		2,423		648	
当期商品仕入高		5,864		4,534	
合計		98,479		85,169	
期末商品棚卸高		648		502	
当期売上原価		97,830		84,666	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算を採用しております。

※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度(千円) (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
外注加工費	14,592	21,218
減価償却費	7,201	6,946

※2 他勘定振替高の内容は以下のとおりであります。

項目	前事業年度(千円) (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度(千円) (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
研究開発費	11,262	22,845
ソフトウェア	5,985	2,766
ソフトウェア仮勘定	-	787
合計	17,247	26,399

③ 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000	82,948	82,948	92,948	92,948
当期変動額					
当期純利益		32,252	32,252	32,252	32,252
当期変動額合計		32,252	32,252	32,252	32,252
当期末残高	10,000	115,200	115,200	125,200	125,200

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位:千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
繰越利益剰余金					
当期首残高	10,000	115,200	115,200	125,200	125,200
当期変動額					
当期純利益		33,466	33,466	33,466	33,466
当期変動額合計		33,466	33,466	33,466	33,466
当期末残高	10,000	148,667	148,667	158,667	158,667

④ キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	45,318	49,821
減価償却費	15,573	12,272
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△207	-
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,561	△842
受取利息及び受取配当金	△57	△2
保険解約返戻金	-	△12,570
支払利息	118	75
社債利息	157	115
固定資産売却損益(△は益)	-	△500
リース解約損	-	1,828
保険解約損益(△は益)	-	6,055
匿名組合投資損益(△は益)	9,640	4,447
売上債権の増減額(△は増加)	22,226	△4,127
棚卸資産の増減額(△は増加)	△3,067	5,573
未収入金の増減額(△は増加)	△20,635	△2,207
仕入債務の増減額(△は減少)	△529	225
未払消費税等の増減額(△は減少)	2,864	2,340
契約負債の増減額(△は減少)	9,378	△3,085
その他	6,816	4,953
小計	93,161	64,372
利息及び配当金の受取額	57	2
利息の支払額	△276	△191
法人税等の支払額	△5,237	△22,619
営業活動によるキャッシュ・フロー	87,704	41,563
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	△2,539
有形固定資産の売却による収入	-	500
無形固定資産の取得による支出	△5,985	△3,553
貸付金の回収による収入	4,600	-
出資金の回収による収入	10	-
保険積立金の積立による支出	△16,044	△11,393
保険の解約による収入	-	12,570
定期預金の預入による支出	△12,000	△12,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,419	△16,416
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△6,500	△20,500
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△5,195	△4,762

財務活動によるキャッシュ・フロー	△21,695	△35,262
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	36,589	△10,115
現金及び現金同等物の期首残高	140,745	177,335
現金及び現金同等物の期末残高	※ 177,335	※ 167,219

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方式によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

商品 個別法

仕掛品 個別法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 4年～6年

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております

4. 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売上債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権については貸倒実績がなく、貸倒懸念債権等特定の債権もないため引当金は設定しておりません。

(2)賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、主に美容業界向け顧客管理システム「Salons Solution」、電子カルテサービス「ペンギンカルテ」、電子契約書サービス「けいやくくん」を月額制クラウドサービスとして提供しており、『利用サービス』、『導入サービス』、『個別サービス』、『関連製品の販売』に分類し、収益を認識しております。

①利用サービス

利用サービスは、当社の月額制クラウドサービスを契約期間にわたって顧客に提供するものであります。当該サービスの履行義務は、サービスを提供する期間にわたり充足されると判断していることから、サービスを提供する期間に応じて収益を認識しております。

②導入サービス

導入サービスは、当社の月額制クラウドサービスを顧客へ導入するに際しての各種設定等を行うものであります。当該サービスの履行義務は、月額制クラウドサービスが正常に稼働し顧客が検収した時点で充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。

③個別サービス

個別サービスは、主に当社の月額制クラウドサービスについて、顧客のニーズに合わせたカスタマイズ開発を個別に行うものであります。当該サービスの履行義務は、個別開発の期間にわたり充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識し、進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する実際原価の割合(インプット法)で算出していますが、少額またはサービス提供開始から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短いものは、代替的な取り扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識することせず、顧客の検収時点で収益を認識しております。

④関連製品の販売

関連製品の販売は、当社の月額制クラウドサービスを利用するにあたって必要となる関連製品を顧客に販売するものであります。当該サービスの履行義務は、当該製品を顧客が検収した時点で充足されると判断していることから、顧客の検収時点で収益を認識しております。なお、関連製品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の事業者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

7. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年3月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

関連製品の販売に係る収益の一部について、従来は、総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、純額で収益を認識する方法に変更しております。当該会計方針の変更は、原則として遡及適用され、前事業年度については遡及適用後の財務諸表となっております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前事業年度の売上高及び売上原価は 1,309 千円それぞれ減少しておりますが、売上総利益以下の各段階利益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、流動負債に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示しております。

なお、収益認識会計基準第 89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号 2019 年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号 2019 年7月4日)第 44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 19 号 2019 年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(未適用の会計基準等)

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年6月 17 日)

(1)概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

(2)適用予定日

2024 年2月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(追加情報)

(本社移転)

当社は 2022 年 12 月 21 日開催の取締役会において、本社を移転することを決議いたしました。本社移転の概要につきましては以下のとおりであります。

1. 移転先

三重県伊勢市小俣町湯田 791-3

2. 移転時期

2024 年1月(予定)

3. 移転目的

主に、災害(津波)対策、労働環境改善、求人対策を目的としております。

4. 業績に与える影響

2023年2月期において、新本社に係る不動産購入の手付金1,970千円を建設仮勘定に計上いたしました。また、2024年2月期の業績に与える影響につきましては、現在、精査中であります。

5. その他

現本社所在地と移転先は同一市内であるため、本社移転に伴う定款変更はありません。また、本社移転に要する資金は、借入及び自己資金により調達する予定であります。

(貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
当座貸越極度額の総額	30,000千円	30,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	30,000千円	30,000千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して表示しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
役員報酬	159,000千円	187,895千円
給料手当	53,031千円	66,896千円
支払手数料	40,605千円	78,554千円
減価償却費	5,925千円	5,326千円
賞与引当金繰入額	2,221千円	△44千円
おおよその割合		
販売費	25.9%	27.6%
一般管理費	74.1%	72.4%

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
研究開発費	11,262千円	22,845千円

※4 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
車両運搬具	一千円	500千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	200	—	—	200
合計	200	—	—	200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
現金及び預金	206,937 千円	208,822 千円
預入期間が3か月を超える定期預 金	△29,602 千円	△41,602 千円
現金及び現金同等物	177,335 千円	167,219 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、毎期策定している営業計画書に照らして、運転資金、設備資金についてはまず営業キャッシュ・フローで獲得した資金を投入し、不足分について必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の多くは、6か月以内の支払期日であります。借入金及び社債は運転資金の調達を目的としたものであり、返済又は償還の期日は決算日後、最長で2年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社では、社内規程に従い、営業債権について、取引先の信用度に基づき販売限度額を定めると同時に、期日管理・残高管理を行っております。取引先の信用状態については定期的に見直しを行い、販売限度額の更新を行う体制にしております。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

短期借入金及び長期借入金に係る支払い金利の変動リスクを制御するために、金利スワップ取引等を利用する場合があります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社では、営業債務について適時に資金繰り表を作成することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2022年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	30,000	29,848	△151
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	60,500	59,227	△1,272
負債計	90,500	89,075	△1,424

※1 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金、リース債務については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 敷金及び保証金(貸借対照表計上額 1,562 千円)、匿名組合に対する出資金(貸借対照表計上額(未払金)1,520 千円)については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

当事業年度(2023年2月28日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金及び保証金	841	836	△4
資産計	841	836	△4
(1) 社債(1年内償還予定を含む)	20,000	19,922	△77
負債計	20,000	19,926	△77

※1 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金、1年内返済予定長期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 匿名組合に対する出資金(貸借対照表計上額(未払金) 5,967千円)については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	206,937	-	-	-
売掛金	8,037	-	-	-
未収入金	22,204	-	-	-
合計	237,178	-	-	-

当事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	208,822	-	-	-
売掛金	12,165	-	-	-
未収入金	24,411	-	-	-
合計	245,399	-	-	-

(注2) 長期借入金、社債の決算日後の返済予定額
前事業年度(2022年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)

長期借入金(1年内返済予定を含む)	6,000	9,346	11,736	8,236	5,736	19,446
社債	10,000	10,000	10,000	-	-	-
合計	16,000	19,346	21,736	8,236	5,736	19,446

当事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金(1年内返済予定を含む)	40,000	-	-	-	-	-
社債	10,000	10,000	-	-	-	-
合計	50,000	10,000	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度(2023年2月28日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	-	836	-	836
資産計	-	836	-	836
社債(1年内償還予定を含む)	-	19,922	-	19,922
負債計	-	19,922	-	19,922

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率を基に割引現在価値法で算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債(1年内償還予定を含む)

社債の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,147千円	1,822千円
未払事業税	1,501千円	618千円
匿名組合出資金	575千円	2,068千円
減価償却超過額	-	210千円
繰延税金資産合計	4,225千円	4,720千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年2月28日)	当事業年度 (2023年2月28日)
法定実効税率	33.6%	-
(調整)		
住民税均等割	0.5%	-
税額控除	△6.3%	-
その他	1.1%	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8%	-

(注)当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、Salons Solution 事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当事業年度 (2023年2月28日)
利用サービス	500,678
導入サービス	38,999
個別サービス	43,480
関連製品の販売	7,188
顧客との契約から生じる収益	590,345
その他の収益	-
外部顧客への売上高	590,345

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位:千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	8,037	12,165
契約負債	70,220	67,134

契約負債は、主に、サブスクリプションサービスまたは利用サービスの役務を提供する期間にわたり収益を認識する契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った一定期間の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は70,220千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、Salons Solution 事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2021 年3月1日 至 2022 年2月 28 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2022 年3月1日 至 2023 年2月 28 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	澤田真一	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 30.0	債務被保証	銀行借入に 対する債務 保証(注2)	60,500 (注1)	—	—
役員	澤田真一	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 30.0	債務被保証	リース取引に 対する債務 保証 (注3)	18,695	—	—

(注)1. 銀行借入に対して債務保証を受けております。銀行借入の取引金額には当事業年度末の対応する借入金残高を記載しております。

2. リース取引に係る債務保証を受けております。取引金額には当事業年度末の対応するリース債務残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	澤田真一	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 10.0 間接 34.5	債務被保証	銀行借入に 対する債務 保証(注2)	40,000 (注1)	—	—
役員	澤田真一	—	—	当社 代表 取締役	(被所有) 直接 10.0 間接 34.5	債務被保証	リース取引に 対する債務 保証(注3)	13,302	—	—

(注)1. 銀行借入に対して債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。銀行借入の取引金額は債務保証解消時点の借入金残高を記載しております。

2. リース取引に対して債務保証を受けておりましたが、当事業年度末においては解消されております。取引金額は、リース債務解消時点のリース債務残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
1株当たり純資産額	626円00銭	793円34銭
1株当たり当期純利益	161円26銭	167円33銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2023年9月15日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に行われたものと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)	当事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
当期純利益(千円)	32,252	33,466
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	32,252	33,466
普通株式の期中平均株式数(株)	200,000	200,000

(重要な後発事象)

当社は、2023年9月15日開催の臨時株主総会決議により、同日付をもって株式分割及び単元株制度を採用し、これに伴う定款の一部変更を行いました。

1. 株式の分割

(1) 株式分割及び単元株制度採用の目的

投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えるために、当社株式の流動性の向上と投資家層の更なる拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2023年9月15日を基準日として、同日午後1時の株主名簿に記載された株主に対して、その所有する普通株式1株につき1,000株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	200株
今回の分割により増加した株式数	199,800株
株式分割後の発行済株式総数	200,000株
株式分割後の発行可能株式総数	800,000株

③ 分割の効力発生日 2023年9月15日

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固 定資産							
建物	1,050	-	-	1,050	930	39	119
車両 運搬具	8,237	-	8,237	-	-	-	-
工具、 器具及 び備品	460	569	-	1,030	668	207	361
リース 資産	27,788	-	27,788	-	-	5,094	-
建設 仮勘定	-	1,970	-	1,970	-	-	1,970
有形 固定資 産計	37,537	2,539	36,026	4,050	1,598	5,342	2,451
無形固 定資産							
ソフト ウェア	38,003	2,766	7,715	33,055	17,714	6,930	15,341
ソフト ウェア仮 勘定	-	787	-	787	-	-	787
無形固 定資産 計	38,003	3,553	7,715	33,842	17,714	6,930	16,128

(注)1. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア 自社利用ソフトウェア開発費 2,766 千円

2. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

リース資産 車両リースの解約 27,788 千円

車両運搬具 車両の売却 8,237 千円

ソフトウェア 自社利用ソフトウェアの償却完了 7,715 千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率	担保	償還期限
第1回無担保社債	2020年2月25日	30,000	20,000 (10,000)	0.42%	-	2025年2月25日

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。

2. 決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
10,000	10,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	6,000	40,000	0.0	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	54,500	-	-	-
合計	60,500	40,000	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	5,561	4,719	5,561	-	4,719

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2)【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	184
預金	
普通預金	167,034
定期預金	41,602
計	208,637
合計	208,822

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
GFA 株式会社	1,958
東洋電機株式会社	1,206
株式会社ビューティーMore	1,100
株式会社セピアプロミクス	1,023
他	6,877
合計	12,165

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2} \times 365 \text{日} \div (B)$
8,037	105,606	101,478	12,165	89.3	34.9

③ 仕掛品

区分	金額(千円)
労務費	210
経費	116
合計	327

④ 繰延税金資産

繰延税金資産は 4,720 千円であり、その内容については、「注記事項(税効果会計関係)」に記載しております。

⑤ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社クラウドマーケット	1,566
ラテラル・シンキング株式会社	233

合計	1,800
----	-------

⑥ 契約負債

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社クリア	4,490
株式会社シェイプアップハウス	2,511
株式会社バービーズ	1,946
株式会社 ME コーポレーション	1,670
株式会社 kiki	1,240
他	55,274
合計	67,134

(3)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヵ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え (注)1	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国本支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.willdo.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 1 当社株式は、TOKYO PRO Market への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の発行者との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の発行者との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2021年6月4日	浅井啓行	東京都港区	特別利害関係者(当社取締役、当社の大株主上位10名)	石黒哲明	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者(当社取締役、当社の大株主上位10名)	1	685,595	所有者の意向による
2021年6月4日	澤田亜紀子	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役の配偶者、当社の大株主上位10名)	石黒哲明	神奈川県横浜市中区	特別利害関係者(当社取締役、当社の大株主上位10名)	1	685,595	所有者の意向による
2021年9月23日	澤田亜紀子	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役の配偶者、当社の大株主上位10名)	ライツキャピタル株式会社	大阪府大阪市西区	特別利害関係者(当社取締役により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当社の大株主上位10名)	2	685,595	所有者の意向による
2022年1月11日	澤田亜紀子	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役の配偶者、当社の大株主上位10名)	澤田さくら	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役の二親等内の血族、当社の大株主上位10名)	4	604,448	所有者の意向による
2022年1月11日	澤田亜紀子	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役の配偶者、当社の大株主上位10名)	澤田昂太郎	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役の二親等内の血族、当社の大株主上位10名)	4	604,448	所有者の意向による
2022年1月19日	浅井啓行	東京都港区	特別利害関係者(当社取締役、当社の大株主上位10名)	浅井伸之輔	東京都港区	特別利害関係者(当社取締役の二親等内の血族、当社の大株主上位10名)	17	50,000	所有者の意向による
2023年1月26日	澤田真一	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役)	合同会社ドゥーイング	神奈川県横浜市港北区日吉本町三	特別利害関係者(当社代表取締役)	40	567,105	財産管理のため

			役、当社の大株主上位10名)		丁目36番8号	により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当社の大株主上位10名)			
2023年1月26日	澤田亜紀子	神奈川県横浜市港北区	特別利害関係者(当社代表取締役の配偶者、当社の大株主上位10名)	合同会社ドゥーイング	神奈川県横浜市港北区日吉本町三丁目36番8号	特別利害関係者(当社代表取締役により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、当社の大株主上位10名)	29	567,105	財産管理のため

(注) 1. 当社は、TOKYO PRO Market への上場を予定しております。株式会社東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同施行規則第106条の規定において、当社は上場日から5年間、新規上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算期日の翌日から定時株主総会までの間に当たる場合には、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日(2023年2月28日)から起算して2年前の日(2021年3月1日)から上場日の前日までの期間において、特別利害関係者等が当社の発行する株式若しくは新株予約権の譲受け若しくは譲渡(上場前の募集、売出し、特定投資家向け取得勧誘及び特定投資家向け売付け勧誘等を除き、新株予約権の行使を含む。)を行っている場合には、それらの状況に係る記載内容について記録を保存されるものとされております。

2. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。

- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- (2) 当社の大株主上位10名
- (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
- (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的关系会社

3. 移動価格は、純資産価額方式を参考として、当事者間での協議の上決定した価格であります。

4. 当社は、2023年9月15日付で普通株式1株につき1,000株とする株式分割を行いました。上記移動株数及び単価は株式分割前の移動株数及び単価で記載しております。

第2【第三者割当等の概況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
合同会社ドゥーイング(注)1、8	神奈川県横浜市港北区日吉本町三丁目 36 番8号	69,000	34.50
浅井 啓行(注)1、3	東京都港区	36,000	18.00
澤田 さくら(注)1、5	神奈川県横浜市港北区	24,000	12.00
澤田 昂太朗(注)1、5	神奈川県横浜市港北区	24,000	12.00
澤田 真一(注)1、2	神奈川県横浜市港北区	20,000	10.00
浅井 伸之輔(注)1、6	東京都港区	20,000	10.00
島田 貴代(注)1、3	三重県伊勢市	3,000	1.50
石黒 哲明(注)1、7	神奈川県横浜市中区	2,000	1.00
ライツキャピタル株式会社(注)1、9	大阪市西区江戸堀 1-15-27	2,000	1.00
計	—	200,000	100.00

(注)1. 特別利害関係者等(大株主上位 10 名)

2. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
3. 特別利害関係者等(当社取締役)
4. 特別利害関係者等(当社代表取締役の配偶者)
5. 特別利害関係者等(当社代表取締役の二親等内の血族)
6. 特別利害関係者等(当社取締役の二親等内の血族)
7. 特別利害関係者等(当社元取締役)
8. 合同会社ドゥーイングは当社代表取締役澤田真一の資産管理会社であります。
9. ライツキャピタル株式会社は当社取締役巽益章の資産管理会社であります。
10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

株式会社ウィル・ドウ
取締役会 御中

新月有限責任監査法人
大阪府大阪市
指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐野明彦
公認会計士 高橋正哉

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィル・ドウの2022年3月1日から2023年2月28日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィル・ドウの2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前事業年度の財務諸表は監査されていない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候

があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内

容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上